

情報連携を行う事務一覧

(資料58-3)

執行機関	届出番号	区独自利用事務及び都独自利用事務の名称	提供を受ける特定個人情報名	特定個人情報保護評価書	
				番号	名称等
1	1	新宿区回復期生活支援サービス事業実施要綱(平成28年2月16日付け27新福高支第1083号)による回復期生活支援サービスの実施に関する事務	生活保護情報、個人住民税情報、住民情報	—	対象者が1000人未満のため評価対象外
1	2	新宿区徘徊高齢者探索サービス事業実施要綱(平成12年5月23日付け12新福高サ第254号)による徘徊高齢者探索サービスの実施に関する事務	生活保護情報、個人住民税情報、住民情報	—	対象者が1000人未満のため評価対象外
1	3	新宿区介護者支援事業参加支援実施要綱(平成28年3月29日付け27新福高相第2978号)による介護者支援事業参加支援の実施に関する事務	生活保護情報、個人住民税情報、住民情報	—	対象者が1000人未満のため評価対象外

※備考

独自利用事務の情報連携に係る届出によって、特定個人情報の照会のみを行うことができ、情報の提供は行わない。
 執行機関欄の1は区長部局、2は教育委員会